# 令和８年度事業計画書

子鹿医療療育センター
子鹿短期入所事業所
子鹿日中一時支援事業所
子鹿障害児(者)通所支援事業所
児童発達支援センターバンビ
子鹿障害児等療育支援事業所

【基本理念】
　わたしたちは、一人ひとりの障害児（者）が健康で温かく潤いのある生活がおくれるように全力を尽くして支援します。
【基本方針】
（１）障害児（者）の生命と人権を尊重し、プライバシーを守ること
（２）安全で快適な生活環境と最良の療育サービスを提供すること
（３）地域やご家族との交流を深め、信頼される開かれた施設を目指すこと
（４）「根気・のんき・元気」をモットーとし、積極的に仕事に取り組むこと
（５）専門性を高め、お互いに力を合わせて、サービスの向上に努めること

１　子鹿医療療育センター（定数：80床、短期入所用：４床）
【事業の概要】
（１）医療型障害児入所施設及び療養介護事業所（定員80名）
（２）外来診療（内科・精神科・リハ外来・歯科・摂食外来）及び訪問歯科診療
【処遇方針】
（１）障害を正しく理解し、適切な援助を行う。
（２）運動機能の維持、向上のための援助やリハビリテーションを実施する。
（３）安全で栄養価と季節感に配慮した食事を提供する。
（４）在宅障害児（者）に対し、外来診療、短期入所事業、日中一時支援事業、障害児（者）通所支援事業、児童発達支援センター事業、障害児等療育支援事業を行う。
【主な取り組み】
（１）利用児（者）の処遇向上を図る。
・個別支援計画に基づき、個々に適したサービスを提供する。
・ケースカンファレンスやモニタリングを行い、利用児（者）の処遇を見直す。
・定期的に摂食ミーティングを行い、個々に適した食形態を提供する。
（２）利用児（者）の健康維持、疾病予防に努める。
・疾病予防、早期発見、早期対応に努め、他医療機関の受診を支援する。
・新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染防止に努める。
（３）利用児（者）の安全で快適な生活環境の提供
　利用児（者）が安全で快適な生活を送ることができるよう、除菌・清掃を行い、環境整備に努める。
（４）安全対策、事故防止、衛生管理に努める。
・危険箇所や不衛生な箇所があれば迅速に改善し、危険防止に努める。
・安全対策委員会で事故等の原因究明を行い、再発防止に努める。
・感染対策委員会で感染症や食中毒予防に対し、迅速な対応に努める。
・ＢＣＰ（業務継続計画)、非常災害対策計画、避難確保計画を策定し、定期的に見直す。
・ネズミやゴキブリなどの生息状況の定期点検を行い、防除に努める。

（５）機能訓練の充実を図る。
　リハビリチーム会議で機能評価を行い、効果的な機能訓練につなげる。
（６）利用者の個人情報を適正に取り扱う。
　個人情報管理規程により、個人情報保護と管理を徹底する。
（７）ご家族、成年後見人との連携を促進する。
・感染対策を行いながら、利用者の生活の様子などの情報提供に努める。
・個別支援計画を年２回作成し、成年後見人（いない場合は家族）から同意を得る。
（８）施設の情報を提供する。
・施設の基本情報と職員一覧を玄関や待合に掲示する。
・広報誌として子鹿だより（年２回）と事業報告書（年１回）を発行する。
・ホームページの更新を適宜行い、情報を提供する。
（９）苦情や意見への対応を行う。
　利用児（者）等から苦情を受け付けたときは、苦情解決に関する規程に基づき、適切に対応する。
(10) 職員に対し、研修の機会を与える他、サポーターズカレッジの活用、専門的な資料や情報提供を行う。
(11) 虐待防止に努める。
・虐待防止委員会ならびに身体拘束適正化委員会を毎月開催し、事例を検討するとともに、虐待に関するニュース等の情報提供を通じて虐待防止に努める。
・年１回虐待防止に関する職員研修を行う。
(12) 地域連携推進会議の開催
・運営の透明性確保と虐待防止のため、外部委員を交えた会議を年１回開催し、施設見学や意見交換の内容をホームページに公表する。
(13) 職員間の連絡や報告の徹底を図る。
・職務、職責意識の高揚に努める。
・文書の掲示や配布、サイボウズ等で情報を共有し、連携の促進に努める。
(14) 職員の健康管理と労働災害、ハラスメントの発生防止を図る。
・定期健診、腰痛健診、ストレスチェックを行い、その後の適切な対応に努める。
・衛生委員会において長時間労働の確認やストレスチェックの結果を参考に、業務内容や職場環境の改善を検討する。
・職場内におけるハラスメント防止に努める。
(15) 医療法、障害者総合支援法、児童福祉法に則り、適正な施設運営を行う。

２　子鹿短期入所事業所（定員４名）
【事業の概要】
　在宅の重症心身障害児（者）の宿泊（日帰り含む）の受け入れ
【主な取り組み】
（１）利用児（者）の処遇の向上を図る。
（２）利用児（者）の健康維持、疾病予防に努める。
（３）利用児（者）に快適な生活環境を提供する。
（４）安全対策、事故防止、衛生管理に努める。
（５）利用者の個人情報を適正に取り扱う。
（６）苦情や意見への対応を行う。
（７）虐待防止に努める。
（８）身体拘束の現状を把握し記録に残す。

３　子鹿日中一時支援事業所
【事業の概要】

在宅障害児（者）の日帰り利用者の受け入れ
・子鹿日中一時支援事業所：在宅障害児（者）の日帰り利用
・三次アカデミー日中一時支援事業所：庄原特別支援学校に通う児童生徒、他事業所に通う障害者の一時預かり、児童発達支援センターバンビ利用児の延長預かり

【主な取り組み】
・子鹿日中一時支援事業所は短期入所事業所に準ずる取り組み
・三次アカデミー日中一時支援事業所は保護者の就労支援の位置付けに伴う見守り

4　障害児（者）通所支援事業所（定員５名）

【事業の概要】
多機能型事業所（生活介護、放課後等デイサービス、児童発達支援）

【処遇方針】
（１）障害を正しく理解し適切な支援を行う。
（２）身体機能、運動機能の維持向上のための支援
（３）公用車を使用した利用児（者）の安全な送迎
（４）安全で栄養価と季節感に配慮した食事の提供

【主な取り組み】
（１）生活に喜びや楽しみが感じられるような支援を行う。
（２）個別支援計画に基づいた支援を行い、定期的にモニタリングをする。
（３）利用児（者）の人権を尊重し、虐待の防止と身体拘束の軽減に努める。
（４）利用児（者）の健康状態の把握と管理をする。
（５）身体機能・運動能力の評価を行い、個別プログラムに沿ったリハビリを行う。
（６）利用児（者）に係る支援者や関係機関と連携する。
（７）５領域を取り入れた支援プログラムを作成し公表する(児童発達支援・放課後等デイサービス)
（８）保護者、職員による自己評価を行い、結果や改善点等を公表する(児童発達支援・放課後等デイサービス)

5　児童発達支援センターバンビ（定員20名）

【事業の概要】
発達に課題のある在宅児童に対し、人との関わりの中で自分らしさを見つけ、生活していくために必要な力を習得するための総合的な支援を行う。
（１）児童発達支援：よつば・たんぽぽグループ（定員各10名）：月～金曜日
※よつばグループは園バス送迎、給食の提供
（２）放課後等デイサービス：小学６年生までの学童（定員10名）：土曜日
（３）日中一時支援：くるみグループ（定員10名）：月～土曜日の延長預かり
（４）公用車を使用した安全な送迎（よつばグループ）
（５）子どもたちの発達や課題を見極めた適切な支援
（６）安全で栄養価と季節感に配慮した食事の提供（よつばグループ）
（７）保育所等訪問支援（保育所、幼稚園、小学校に出向いた指導）

【主な取り組み】
（１）利用児の人権を尊重し、虐待及び身体拘束の禁止に努める。
（２）個人情報の保護に努める。
（３）個別支援計画の目標とそれに対する支援方法に基づいたサービスを提供する。
（４）利用児に関わる支援者や関係機関との連携を行い、個々の支援方法の統一を図る。
（５）保護者や家族に対して支援を行う。
（６）感染防止に努める。
（７）環境整備を行い、利用児の安全に努め事故を防止する。

（８）知識・技術を習得し実践する。
（９）５領域を取り入れた支援プログラムを作成し公表する。
(10) 保護者、事業者、訪問先保育所を対象とした自己評価を行い、結果と改善点を公表する。

6　子鹿障害児等療育支援事業所
【事業の概要】
（１）広島県の委託事業（広島県児童発達支援センター等機能強化事業）
・多障害早期専門対応地域支援事業（訪問による健康検査)、臨床心理士による訪問療育指導、理学療法士などによる療育相談会、管理栄養士による調理教室、歯科衛生士による口腔ケア指導等
・支援コーディネート事業（個別）：相談員、臨床心理士による外来での療育相談や感覚統合訓練等
・地域施設対応力向上支援事業：保育所等訪問支援
（２）三次市の委託事業（障害児等療育相談支援事業）
障害児等療育相談支援事業：三次市内の在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるための訪問や外来相談等
（３）相談支援事業
・在宅の障害児（者）や施設入所児（者）のサービス等利用計画の作成、モニタリング
・在宅の障害児（者）やその家族の相談に対する情報提供ならびに各専門機関への紹介や連絡調整、在宅福祉サービスの利用援助等
（４）障害支援区分認定調査
【主な取り組み】
（１）訪問療育等指導事業、外来療育等指導事業、施設支援指導事業の実施
（２）三次市障害児生活訓練事業の協力
（３）サービス等利用計画の作成・モニタリング
（４）障害児（者）とその家族からの様々な相談対応、情報提供や連絡調整等の支援